

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
【部門区分】第7部門第2区分
【発行日】平成30年3月22日(2018.3.22)

【公表番号】特表2017-515297(P2017-515297A)
【公表日】平成29年6月8日(2017.6.8)
【年通号数】公開・登録公報2017-021
【出願番号】特願2016-555815(P2016-555815)
【国際特許分類】

H 0 1 F 38/14 (2006.01)

H 0 2 J 50/12 (2016.01)

【F I】

H 0 1 F 38/14

H 0 2 J 50/12

【手続補正書】

【提出日】平成30年2月7日(2018.2.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

フェライトタイルアセンブリを収容するように構成されたレセプタクルを形成しているベースであって、前記フェライトタイルアセンブリの少なくとも一つのタイルは開口部を有する、ベースと、

前記ベースから延在し、前記レセプタクル内の前記ベースに対して前記フェライトタイルアセンブリを固定するために前記開口部内に配置されるように構成されたピラーとを備える、誘導コイルハウジング。

【請求項2】

エポキシ樹脂をさらに備え、前記エポキシ樹脂は前記レセプタクル内に配置されている、請求項1に記載の誘導コイルハウジング。

【請求項3】

前記開口部は、前記フェライトタイルアセンブリの下面に配置されている、請求項1に記載の誘導コイルハウジング。

【請求項4】

クリップをさらに備え、前記クリップは前記ベースから延在するシャフトと、前記シャフトの端部に配置された中子とを有する、請求項1に記載の誘導コイルハウジング。

【請求項5】

前記中子は、前記フェライトタイルアセンブリの上面と接触するように構成されている、請求項4に記載の誘導コイルハウジング。

【請求項6】

前記クリップは、前記フェライトタイルアセンブリの側面と接触するように構成されている、請求項5に記載の誘導コイルハウジング。

【請求項7】

前記ピラーおよび前記中子のうちの少なくとも一つは、前記フェライトタイルアセンブリをz軸に沿って支持するように構成されている、請求項6に記載の誘導コイルハウジング。

【請求項8】

前記ピラーは、前記クリップが前記ベースから延在する場所とは異なる場所において前記ベースから延在する、請求項6に記載の誘導コイルハウジング。

【請求項 9】

前記ピラーは、ある程度の弾性によって付勢することにより、前記フェライトタイルアセンブリを固定するように構成されている、請求項1に記載の誘導コイルハウジング。

【請求項 10】

前記フェライトタイルアセンブリは複数のフェライトタイルを備える、請求項 1 に記載の誘導コイルハウジング。

【請求項 11】

誘導コイルハウジングのベース内にフェライトタイルアセンブリを固定するための方法であって、

レセプタクルを形成し、ピラーを有するベースを提供するステップであって、前記ピラーは前記レセプタクル内の前記ベースから延在する、ステップと、

前記レセプタクル内にフェライトタイルアセンブリを配置するステップであって、前記フェライトタイルアセンブリの少なくとも一つのタイルは開口部を有する、ステップと、

前記ベースに対する前記フェライトタイルアセンブリの動きを少なくとも一つの方向において阻止するように、前記ピラーを前記開口部内に配置するステップとを含む、方法。

【請求項 12】

前記レセプタクル内にエポキシ樹脂が配置される、請求項11に記載の方法。

【請求項 13】

フェライトタイルアセンブリを収容するように構成されたレセプタクルを形成しているベースであって、前記フェライトタイルアセンブリの少なくとも一つのタイルは開口部を有する、ベースと、

前記ベースのレセプタクル内にフェライトタイルアセンブリの上面を固定するための手段と、

前記ベースのレセプタクル内にフェライトタイルアセンブリの下面を固定するための手段であって、前記ベースから延在し、前記開口部内に配置されるように構成されたピラーを備える、下面を固定するための手段と、

前記ベースのレセプタクル内にフェライトタイルアセンブリの側面を固定するための手段とを備える、誘導コイルハウジング。

【請求項 14】

エポキシ樹脂をさらに備え、前記エポキシ樹脂は前記レセプタクル内に配置されている、請求項13に記載の誘導コイルハウジング。

【請求項 15】

前記開口部は、前記フェライトタイルアセンブリの下面に配置されている、請求項 13 に記載の誘導コイルハウジング。

【請求項 16】

前記側面を固定するための手段は前記ベースから延在するシャフトを備え、前記上面を固定するための手段は前記シャフトの端部に配置された中子を備える、請求項15に記載の誘導コイルハウジング。

【請求項 17】

前記中子は、前記フェライトタイルアセンブリの上面と接触するように構成されている、請求項16に記載の誘導コイルハウジング。